

## 腐食防食学会表彰規程

**第1条** 公益社団法人腐食防食学会（以下「本会」という。）は、定款第4条(9)に基づき腐食防食に関する学術及び技術の発展を奨励する目的をもって、この規程により表彰を行う。その対象者は定款第4条(9)に基づき、腐食防食に関して功績のあった者とする。

**第2条** 本会に腐食防食学会 学会賞（以下「学会賞」という。）、腐食防食学会岡本剛記念講演賞（以下「岡本剛記念講演賞」という。）、腐食防食学会学術功労賞（以下「学術功労賞」という。）、腐食防食学会技術功労賞（以下「技術功労賞」という。）、腐食防食学会論文賞（以下「論文賞」という。）、腐食防食学会若手優秀論文賞（以下「若手優秀論文賞」という。）、腐食防食学会技術賞（以下「技術賞」という。）、腐食防食学会進歩賞（以下「進歩賞」という。）、腐食防食学会功績賞（以下「功績賞」という。）、腐食防食学会貢献賞（以下「貢献賞」という。）、及び腐食防食学会若手講演賞（以下「若手講演賞」という。）を設ける。各賞の英語表記を附表に示す。

**第3条** 学会賞は腐食防食の分野における科学技術の進歩並びに本会の発展に顕著な貢献をしている者に対して授与する。学会賞は賞状及び賞牌とする。

**第4条** 岡本剛記念講演賞は、腐食防食の分野における学術の進歩発展に顕著な貢献をしている者を講師にし、その者を表彰する。岡本剛記念講演賞は賞状及び賞牌とする。

**第5条** 学術功労賞は、腐食防食の分野における学術の進歩発展に功労があり、その年齢が受賞の年の4月1日現在で満40歳以上満55歳以下の者に対し授与する。学術功労賞は賞状及び賞牌とする。

**第6条** 技術功労賞は、腐食防食の分野における技術の進歩発展に功労があり、その年齢が受賞の年の4月1日現在で満40歳以上満55歳以下の者に対して授与する。技術功労賞は賞状及び賞牌とする。

**第7条** 本会会誌「Zairyo-to-Kankyo（材料と環境）」に掲載された論文及び共同刊行誌「Materials Transactions」に本会審査を経て掲載された論文のうち、学術上または技術上特に優れた論文の著者に対して授与する。ただし、以下の論文は対象外とする。

- 1) 「Zairyo-to-Kankyo（材料と環境）」に掲載された後、英訳版として「Materials Transactions」に掲載された論文
- 2) 「Materials Transactions」に掲載された後、邦訳版として「Zairyo-to-Kankyo（材料と環境）」に掲載された論文

審査の対象となる論文は、審査を行う年の前年および前々年に掲載されたものとする。論文賞は賞状及び賞牌とする。

**第8条** 若手優秀論文賞は本会会誌「Zairyo-to-Kankyo（材料と環境）」に掲載された論文及び共同刊行誌「Materials Transactions」に本会審査を経て掲載された論文のうち、学術上または技術上特に優れた

論文の若手筆頭著者（「Zairyo-to-Kankyo（材料と環境）」、また「Materials Transactions」においてそれぞれ掲載が決定された日に満年齢が35歳以下）に対して授与する。ただし、以下の論文は対象外とする。

- 1) 「Zairyo-to-Kankyo（材料と環境）」に掲載された後、英訳版として「Materials Transactions」に掲載された論文
- 2) 「Materials Transactions」に掲載された後、邦訳版として「Zairyo-to-Kankyo（材料と環境）」に掲載された論文

審査の対象となる論文は、審査を行う年の前年および前々年に掲載されたものとする。若手優秀論文賞は賞状及び賞牌とする。

**第9条** 進歩賞は腐食防食の分野で学術あるいは技術上の優れた業績があり、その年齢が受賞の年の4月1日現在で満35歳以下の者に対し授与する。進歩賞は賞状及び賞牌とする。

**第10条** 功績賞は満65才以上の正会員で、永年に亘り本会並びに本会支部の事業発展に貢献した者に対し授与する。功績賞は賞状とする。

**第11条** 貢献賞は満55才以上、在籍15年以上の正会員で、本会並びに本会支部の運営・発展に尽力した者に対し授与する。貢献賞は賞状とする。

**第12条** 若手講演賞は、本会主催「材料と環境講演大会」並びに「材料と環境討論大会」で催すコンペティション・セッション又はポスターセッションにて、優秀な講演又は発表を行った満30歳未満の者に対し授与する。若手講演賞は、賞状及び金券とする。金券については若手講演優秀賞において上限を5,000円、若手講演奨励賞において上限を2,000円として、表彰選考委員会にて審議し、第19条の報告時に合わせて報告する。

**第13条** 表彰件数

- (1) 学会賞は毎年1名を原則とするが、複数の受賞を妨げない。
- (2) 岡本剛記念講演は毎年1名を原則とする。
- (3) 学術功労賞は毎年1名を原則とする。
- (4) 技術功労賞は毎年1名を原則とする。
- (5) 論文賞は毎年1件を原則とするが、複数の受賞を妨げない。
- (6) 若手優秀論文賞は毎年1件を原則とするが、複数の受賞を妨げない。
- (7) 技術賞は毎年3件程度を原則とし、最大でも5件以内とする。
- (8) 進歩賞は毎年2件を原則とする。
- (9) 功績賞は毎年複数名とする。
- (10) 貢献賞は毎年複数名とする。
- (11) 若手講演賞は大会ごとに若手講演優秀賞1名、若手講演奨励賞若干名とする。

**第14条** 学会賞、岡本剛記念講演賞、学術功労賞、

技術功労賞、論文賞、若手優秀論文賞、技術賞、進歩賞、功績賞、貢献賞、若手講演賞の受賞候補者は本会会員とする。ただし学術功労賞、技術功労賞、論文賞、若手優秀論文賞、技術賞、進歩賞及び若手講演賞の場合は特別会員所属の個人を受賞候補者とすることができる。

**第15条** 受賞候補者の推薦者は、学会賞、学術功労賞及び技術功労賞は(1)役員(理事、監事)または支部長、(2)名誉会員、理事経験者、支部長経験者、または(3)正会員3名(の連署)とする。岡本剛記念講演講師候補者の推薦は別に定める岡本剛記念講演講師選考内規に基づくものとする。論文賞、若手優秀論文賞、技術賞、進歩賞の受賞候補者の推薦者は名誉会員、永年会員、正会員及び特別会員とする。功績賞並びに貢献賞候補者の推薦は別に定める功績賞選考内規並びに貢献賞選考内規に基づくものとする。若手講演賞の推薦は、別に定める若手講演賞選考内規に基づくものとする。

**第16条** 学会賞、学術功労賞、技術功労賞、論文賞、技術賞及び進歩賞の受賞候補者を推薦する者は推薦理由を付し、書面をもって本会会長に申し出るものとする。

**第17条** 若手講演賞受賞候補者は、本会主催「材料と環境講演大会」並びに「材料と環境討論大会」で催すコンペティション・セッションにて講演、又はポスターセッションにて発表を行った者とする。

**第18条** 受賞者の選考は表彰選考委員会で行う。表彰選考委員は理事会が毎年若しくは大会ごとにこれを選定し、本会会長が委嘱する。委員長は本会会長が会員の中から指名し委嘱する。ただし選考手続の細部については各賞の選考内規の定めるところによる。

**第19条** 表彰選考委員会は推薦された候補者、若しくは若手講演賞の場合は講演をおこなった候補者のうちから適当と認める者を選定し、その結果を選定理由に付して本会会長に報告する。

**第20条** 本会会長は学会賞、岡本剛記念講演賞、学術功労賞、技術功労賞、論文賞、技術賞及び進歩賞に係る前条の報告を理事会に諮り、その議決をへて受賞者を決定する。ただし、若手講演賞、功績賞および貢献賞受賞者の決定は、選考内規に定めるところによる。

**第21条** 学会賞、岡本剛記念講演賞、学術功労賞、技術功労賞、論文賞、技術賞、進歩賞、功績賞及び貢

献賞の授与は、「材料と環境講演大会」において本会会長が行う。

2 若手講演賞の授与は、本会主催「材料と環境講演大会」ならびに「材料と環境討論大会」の技術交流会において本会会長が行う。

**第22条** この規程の改廃は理事会の議決を要するものとする。

附則 進歩賞については、受賞年度の4月1日時点の満年齢が、それぞれ以下の通りとする。

令和5年度対象者：40歳未満、  
令和6年度対象者：39歳未満、  
令和7年度対象者：38歳未満、  
令和8年度対象者：37歳未満、  
令和9年度対象者：35歳以下

附表：各賞英語表記一覧表

昭和 53.9.18 (改訂)  
昭和 57.12.25 (改訂)  
昭和 58.5.20 (改訂)  
昭和 61.1.31 (改訂)  
平成元 .1.25 (改訂)  
平成 3.1.24 (改訂)  
平成 9.5.6 (改訂)  
平成 11.5.20 (改訂)  
平成 11.7.21 (改訂)  
平成 12.1.24 (改訂)  
平成 12.6.1 (改訂)  
平成 16.1.30 (改訂)  
平成 20.3.14 (改訂)  
平成 21.7.22 (改訂)  
平成 23.5.23 (改訂)  
平成 24.11.29 (改訂)  
平成 26.11.26 (改訂)  
平成 27.7.27 (改訂)  
平成 29.5.25 (改訂)  
平成 31.1.22 (改訂)  
令和 2.7.27 (改訂)  
令和 2.11.25 (改訂)  
令和 5. 1.31 (改訂)

附表 各賞英語表記 一覽

和名	英語表記
学会賞	The Award of JSCE
岡本剛記念講演賞	Okamoto Go Memorial Lecture Award
學術功勞賞	The JSCE Award for Scientific Contribution
技術功勞賞	The JSCE Award for Technical Contribution
論文賞	The JSCE Award for the Best Paper
若手優秀論文賞	The JSCE Award for the Best Paper of Young author
技術賞	The JSCE Award for the Technical Development
進歩賞	The JSCE Award for the Promising Researcher
若手講演優秀賞	The JSCE Award for the Best Presentation of Young Researcher
若手講演奨励賞	The JSCE Encouragement Award for Presentation of Young Researcher
功績賞	The JSCE Award for Distinguished Achievement
貢献賞	The JSCE Award for Distinguished Contribution
特別功勞賞	The JSCE Award for Particular Contribution

発信日 年 月 日	送付枚数 1枚(本状含む)
<b>TO:</b> 〒113-0033 文京区本郷2-13-10 湯浅ビル5F (公社)腐食防食学会 御中 Tel. 03-3815-1161, Fax. 03-3815-1291 E-mail: jimkyo1161@corrosion-center.jp	<b>FROM:</b> 勤務先 _____  所属 _____  氏名 _____

※必要事項をご記入の上, ファクシミリ・メール添付・郵送のいずれかでお申し込みください

2024年度 腐食防食学会 学会賞・学術功労賞・技術功労賞・論文賞・技術賞・進歩賞 候補推薦書請求用紙			
ふりがな		会員区分 ※該当に○	名誉会員・永年会員・正会員・特別会員
氏名		Tel	
勤務先 ※自宅の方は 【自宅】と記入		所属	
住所	〒		
各賞	学会賞・学術功労賞・技術功労賞・論文賞・技術賞・進歩賞(該当する賞に○印)		